

6. 資格者証と講習修了証の統合について (施行:平成28年6月1日)

監理技術者資格者証と監理技術者講習

- 元請業者が工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「**監理技術者資格者証**」の交付を受けており、かつ**監理技術者講習**を受けている者の中から選任しなければならない。(建設業法第26条第4項)
- 選任された監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

氏名	年 月 日生	本籍
住所		
写 真	初回交付	年 月 日
	交付	年 月 日
	交付番号	第 号
監理技術者資格者証		
平成 年 月 日 まで有効		
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消消	
有・無		

(表面)
(裏面)

備考	

監理技術者講習修了証	
修了証番号 第 号	
写 真	本籍
	氏名
	(生年月日 年 月 日)
この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。	
修了年月日	年 月 日
登録講習実施機関代表者	印
(登録番号 第 号)	

(裏面)

注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

改善後の監理技術者資格者証

氏名	年 月 日生	本籍
住所		
写 真	初回交付	年 月 日
	交付	年 月 日
	交付番号	第 号
監理技術者資格者証		
平成 年 月 日 まで有効		
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消消	
有・無		

(表面)
(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了証番号:第 号	修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印
資格者証備考		

統合

※講習修了者がラベルを貼る又はCEで修了情報を確認出来た場合は印字